

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年条例第39号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し、必要な事項を定めるものとする。 （育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の2 (2) <u>小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部</u> に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し、必要な事項を定めるものとする。 （育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の2 (2) <u>小学校</u> に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を早出遅出勤務開始日とするこの条例による改正後の春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条の2の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。